

# 屋外広告業者の方へ

# 特例屋外広告業に関する届出が オンラインで手続き可能になりました

令和8年4月1日から屋外広告物条例に基づく「特例屋外広告業届」や「特例屋外広告業届出事項変更届」等の手続きについて、オンラインによる届出が可能になりました。

## オンラインでの手続きの流れ

01

以下の URL もしくは QR コード、または、高槻市 HP の「高槻市簡易電子申込サービス」から「特例屋外広告業に関する届出」へアクセスしてください

[https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=15383](https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15383)



02

必要事項を入力し、届出に必要な書類を添付して申し込んでください

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

03

確認後、不備等がなければ、届出時に入力いただいたメールアドレス宛てに受理メールが送信されます(新規の場合は届出年月日・特例番号の記載有)

※オンライン手続きでは副本の返却がございません。

副本の返却が必要な場合は、従来通り書類による手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】

高槻市 都市創造部 都市づくり推進課  
TEL:072-674-7552 FAX:072-661-7008